

郡山市農業委員会押印の省略に関する規程を次のように定める。

令和2年3月24日

郡山市農業委員会会長 新 田 幾 男

郡山市農業委員会規程第1号

郡山市農業委員会押印の省略に関する規程

郡山市農業委員会又はその補助機関に提出する申請、届出等の書類における押印の省略に関し必要な事項については、郡山市押印の省略に関する規則（令和2年郡山市規則第4号）の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。